



- 今回の気付きニュースの書籍紹介では、人事管理の基本書を紹介しています。人事の世界は奥が深く、等級・評価・賃金など制度を知っているだけでは十分ではありません。
- 制度の前提となる経営戦略はもちろん、規程類を整備するには法学や民法総則についても知識が必要になります。また、働く人の気持ちや行動を理解するためには心理学等の知識も必要になります。人事の世界は有機的で奥が深い世界だなあと日々思っています。

平成28年度9月分(同年10月納付)の厚生年金保険の保険料額表を公開

□ 厚生年金保険料の料率に変更されます

- 厚生年金保険の保険料率は、平成28年9月分(同年10月納付)から、0.354%引き上げられ、一般被保険者の厚生年金保険の保険料率は18.182%となり、労使折半で9.091%ずつ負担することになります。
- 日本年金機構のホームページに厚生年金保険料額表が掲載されていますが、短期間労働者への厚生年金保険の適用が拡大される10月(いわゆる社保の適用拡大)から、標準報酬月額の下限が8万8000円に改定されるため、今回公表された保険料額表は「平成28年9月分(10月納付分)」のみの適用となります。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2016/201608/0829.html>

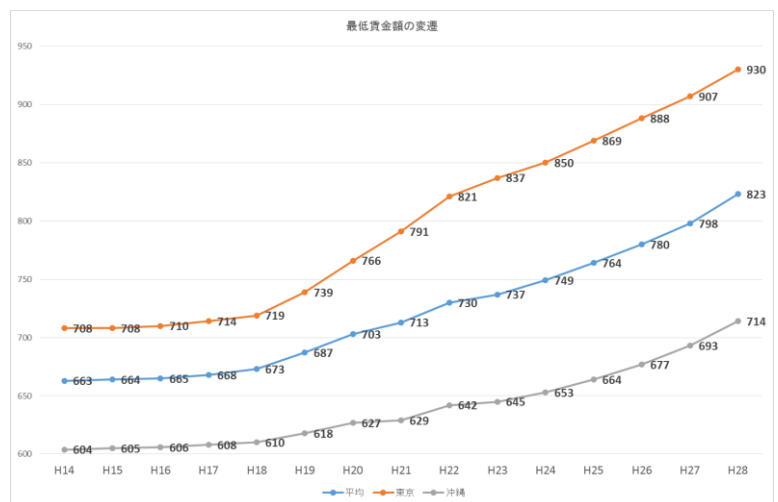


- 保険料は「当月の分を当月の給与で徴収する(当月徴収)」「当月の分を翌月の給与で徴収する(翌月徴収)」の2パターンがあります。自社がどちらのパターンで徴収するのか決めておかなければ、社員によって徴収パターンが異なるということになりかねませんので気を付けましょう。(特に入社時と退職時に問題になります)

地域別最低賃金額の変遷

□ 10月より最低賃金額がアップします(平均823円。東京は932円)

- 平成28年度の地域別最低賃金額が公表されました。各県ともに10月中に新しい最低賃金額が発効されます。最高額は東京都の932円(現在は907円)、最低額は沖縄、宮崎の714円(現在は693円)となりました。
- なお、①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、②臨時に支払われる賃金、③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当は最低賃金に含まれません。



- H14年からの最低賃金額をもとに、全国最高額(東京)、平均額、全国最低額(沖縄)の3か所で最低賃金額の変遷グラフを作成してみました。グラフにしてみるとH14年よりも、H28年の方が、最低賃金額の地域差が広がっていることが読み取れます。

こちらのページでは、法改正など「お知らせ」に関する情報をお届けします。



社会保険拡大についてのQ&A

10月から①週20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上見込み、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業の5つの要件(5要件)を満たす場合は社保の提供拡大に該当します。

Q いままでは「所定労働時間および所定労働日数が常時雇用者の概ね4分の3以上」の場合は社保適用に該当すると言われていましたが、4分の3基準が変更されると聞きました。変更点を教えてください。

A 就業規則や雇用契約等で定められた所定労働時間及び所定労働日数の他にも就労形態や職務内容等を総合的に勘案して、被保険者資格の取得の可否の判断を行ってきました。(“おおむね”と表現されていた)施行日以後においては、判断基準を明確化・客観化するため、就業規則や雇用契約等で定められた**所定労働時間及び所定労働日数に即した判断を行うこととなります**。「1週の所定労働時間および、1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上」と“おおむね”が無くなりました。

Q 施行日前から被保険者資格を取得していた者が、4分の3基準及び5要件を満たしていない場合は、被保険者資格を喪失するのですか？

A 4分の3基準及び5要件を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者資格を取得しており、施行日以降も引き続き同じ事業所に使用されている間(同一の契約を更新している場合も含みます。)は、**引き続き被保険者資格を有します**。

～今月のおすすめ～

しめじと油揚げの炒めもの

【50文字で言うと…】

油揚げをカリッと炒めて、しめじを加え、しんなりしたら調味料で味付けしたら完成～。

【材料】(1人前)

油揚げ1枚
しめじ 半パック程度

【調味料】

しょうゆ 大さじ1
酒 小さじ1

【薬味】

きざみネギあれば
七味があれば



【炒めかた】

弱火～中火のフライパンを熱し、油揚げは1cm程度に切って炒めます。カリッとしてきたらしめじを加え、しんなりしてきたら、調味料を加えます。ネギがあれば乗せて。七味をふってできあがり。しょうゆの代わりに味ポンを使ってもおいしいです♪

自分は味ぽんだけで炒める派です・・・(^ ^)

ビール好き女子担当のゆるゆるちよとおつまみ。

★おすすめ書籍のご紹介★

「人事管理入門第2版」
今井 浩一郎 著 →



人事管理全体を見渡すための一冊です。手続き業務をこなすだけでなく、人事管理の仕組みを理解することで、お客様にご提案できる幅も増えます。

本書は1995年初版のロングセラーで、新書で手軽に手にすることができるということもあり、多くの「人事な人」が手にしている一冊です。現在の第2版は2008年に経営環境や法制度の変化に即して改訂されています。

この書籍を用いて社内研修を行うなど、人事管理の教科書として活用しています。



社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp
受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)
<http://sr-plus.co.jp/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

-----YouTube YouTube はじめました「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----